

二級河川伊佐津川水系河川整備計画(原案)に関する意見及び対応方針

(資料2-2)

| 番号 | 頁 | 行 | 種別 | 意見・要望 | 対応頁 | 対応方針 | 備考 |
|--------------------------|----|----|----|--|----------|--|--------|
| 第1章 1.1 流域及び河川の概要 | | | | | | | |
| 1 | 3 | 3 | 意見 | 図1-3は舞鶴市全体のデータなので、「世帯数は舞鶴市域における増加が顕著に見られ、伊佐津河下流部における市街地の拡大がうかがえる(図1-3)。」を「世帯数は舞鶴市域における増加が顕著に見られる(図1-3)。また、伊佐津河下流部における市街地の拡大が、航空写真からうかがえる。」と修正すべきではないか。 | 3, 4 | 語句を修正する。 航空写真(図1-4)をつける。 | 委員会 |
| 2 | 7 | 9 | 意見 | 図1-9に対応させるために、「秋葉橋が損壊するなどの被害が発生した(表1-1・図1-9)。」を「秋葉橋の損壊や国道27号の浸食などの被害が発生した(表1-1・図1-9)。」と修正すべきではないか。 | 7 8 | 語句を修正する。 | 委員会 |
| 3 | 12 | 3 | 意見 | 1.0mg/l が何かを示す必要があるので、「伊佐津川の水質は、ここ数年1.0mg/l前後で……」を「伊佐津川の水質は、BODが、ここ数年1.0mg/l前後で……」と修正すべきではないか。 | 12 14 | 語句を修正する。 | 委員会 |
| 4 | 12 | 4 | 意見 | 生活雑排水の河川流入(汚泥負荷量)の減少は、下水道のみで無く、浄化槽や農業集落排水を含めた対策によるものなので、水洗化率の指標を使用した方がいいのではないかと。 Ex)平成22年度末の舞鶴市の水洗化普及率は、89.4% | 12 14 | 伊佐津川流域に近い西処理区の水洗化普及率のデータがないので、データのそろっている下水道普及率のデータを使用する。 | 庁内関係部局 |
| 5 | 13 | 3 | 意見 | 環境省作成のレッドデータ分類を基準に、府のレッドデータを追記しているが、地域固有の自然環境・生態系の一部として野生生物があり、府のレッドデータを基準にし、国の分類と比較の方が理解しやすいのではないかと。また分類の違いが地域の特徴を表しており、両方併記した読み手に分かりやすい表にはどうか。 | 13 15 | 修正する。 (府絶滅危惧種、国絶滅危惧Ⅱ類)のように府を前に持ってくる。 表(1-3)をつける。 | 庁内関係部局 |
| 6 | 13 | 7 | 意見 | オオサンショウウオの後ろに、要追記(国絶滅危惧種Ⅱ類、府絶滅危惧種) | 13 15 | 修正する。(府絶滅危惧種、国絶滅危惧種Ⅱ類) | 庁内関係部局 |
| 7 | 13 | 9 | 意見 | オシドリ後ろに、要追記(府絶滅危惧種) | 13 15 | 修正する。 | 庁内関係部局 |
| 8 | 13 | | 意見 | 図で野生生物分布状況を表すと非常にわかりやすい。 | 13 16 | 図を添付する。 | 庁内関係部局 |
| ■表記全般 | | | | | | | |
| 9 | 22 | 17 | 意見 | ”および”を”及び”に修正。 | 22 25 | 修正する。 | 庁内関係部局 |
| ■その他、河川整備に際しての要望等 | | | | | | | |
| 9 | 16 | 14 | 要望 | 「河道内の堰や落差工には必要に応じて魚道整備等を実施することで魚類等の縦断方向の連続性を確保し、～」とありますが、検討に当たっては、既設の農業水利施設の機能に支障が生じないよう配慮されたい。 | 16 19 | 水利施設が支障となる場合は、機能補償について、管理者と調整を図り、事業を実施する。 | 庁内関係部局 |
| 10 | 16 | 20 | 要望 | 現在、京都府景観条例に基づく「京都府公共事業景観形成指針」を策定中であり、今後本指針の規定についても配慮をお願いします。 | 16 19 | 事業実施に際し、「京都府公共事業景観形成指針」に配慮する。 | 庁内関係部局 |